栃木県公報

令和７(2025)年
６月３日(火)
第609号

目　　次

告　　示

○土地改良区定款変更の認可…… 469
○道路の区域の変更…… 469

公　　告

○患畜の届出…… 470
○土地改良区役員の就任…… 470
○都市計画の構想に関する公聴会の開催…… 470

調達等公告

○入札公告（特定調達公告）…… 471

告　　示

栃木県告示第270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第３項の規定により公告する。

令和７（2025）年６月３日

栃木県知事　福　田　富　一

土地改良区名	認可年月日
清次郎口用水土地改良区	令和７（2025）年５月23日
二宮中部土地改良区	令和７（2025）年５月23日
長沼西部土地改良区	令和７（2025）年５月23日
二宮土地改良区	令和７（2025）年５月23日

（農地整備課）

栃木県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和７（2025）年６月３日から同年７月２日まで一般の縦覧に供する。

令和７（2025）年６月３日

栃木県知事　福　田　富　一

道路の種類　県道

路線名　一般県道　佐川野友沼線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
314	前	下都賀郡野木町大字丸林590－１から 下都賀郡野木町大字丸林1229－１まで	17.9～17.9	11.0	

	後	下都賀郡野木町大字丸林590－１から 下都賀郡野木町大字丸林1229－１まで	17.9～17.9	11.0	

（道路保全課）

公　　告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第１項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第４項の規定により次のとおり公示する。

令和７（2025）年６月３日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発生年月日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	１頭	大田原市	令和７（2025）年５月22日	法令殺

（畜産振興課）

○土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和７（2025）年６月３日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
岩舟土地改良区	理事		佐山　明子	栃木市岩舟町曲ケ島177		令和７(2025).４.１

（農地整備課）

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第１項の規定に基づき、足利佐野都市計画道路３・４・１号前橋水戸線の変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第２条の規定により次のとおり公告し、同条第３号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市政策課計画担当、栃木県安足土木事務所企画調査部企画調査課及び佐野市都市建設部都市計画課計画係において令和７（2025）年６月３日から同月17日まで縦覧に供する。

なお、要領第３条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

令和７（2025）年６月３日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

１　公聴会の日時及び場所

(1)　日時

令和７（2025）年７月１日（火）午後６時30分から

(2)　場所

佐野市高砂町１番地

佐野市役所本庁舎２階　会議室201・202

2　都市計画の構想

都市計画の変更に係る構想

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・1	前橋水戸線	佐野市関川町字地獄沢	足利市小俣町	足利市永楽町	約25,690m	地表式	２車線	18.0m	JR両毛線と立体交差 東武鉄道佐野線と立体交差 自動車専用道路と立体交差２箇所 幹線街路３・４・２号黒袴迫間線と立体交差 幹線街路と平面交差30箇所	

3　その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市政策課計画担当（電話028-623-2465）又は栃木県安足土木事務所企画調査部企画調査課（電話0284-41-4119）に問い合わせること。

（都市政策課）

調達等公告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和７（2025）年６月３日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

1　入札に付する事項

(1)　調達件名

不動産取得税家屋評価システムサービス（導入及び運用保守含む）一式

(2)　調達物品の特質等　入札説明書による。

(3)　契約期間　令和８（2026）年１月１日から令和12（2030）年12月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4)　利用場所　入札説明書による。

2　入札に参加する者（以下「入札参加希望者」という。）に必要な資格

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する者に該当しない者であること。

(2)　競争入札参加者資格等（平成８年栃木県告示第105号）に基づき、「Ｎ２情報関連サービス」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3)　入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）

年３月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3　入札の手続等

⑴　契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8501　栃木県宇都宮市塙田１丁目１番20号

栃木県経営管理部税務課税務電算担当システム開発チーム　電話028-623-2793

Mail:tcg-zeimudensandev@pref.tochigi.lg.jp

⑵　入札説明書の交付期間及び交付場所

令和７（2025）年６月３日から同年７月７日まで入札情報システム上で公開する。

⑶　入札及び開札の日時及び場所

ア　入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和７（2025）年７月14日午後４時までに、電子入札システムにより提出すること。（ただし、紙による入札参加の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）にあっては、⑴の場所に書留郵便により提出すること。郵送が困難な場合は持参も認めるものとする。）

イ　開札の日時及び場所

令和７（2025）年７月15日　午前10時　栃木県庁本館10階　税務課

入札参加者の立会いは求めないものとする。なお、立会いを希望する場合は、開札日の前日（土曜日及び日曜日を除く。）までに、⑴に連絡し、代理人が立ち会う場合は委任状を持参すること。

⑷　入札方法　１の⑴の件名で、月額で入札に付する。

⑸　入札書の記載方法等　落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4　その他

⑴　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項

ア　この入札の入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書及び税務課が交付する仕様書に基づき作成したサービス仕様書（様式３）を、令和７（2025）年７月７日午後４時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。

なお、添付書類の容量が３MBを越える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準（令和３（2021）年４月１日施行）に定める提出書類通知書（様式２）を提出することにより、当該添付書類の郵送（書留郵便）又は持参による提出を認めるものとする。ただし、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

イ　提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

⑷　審査

ア　技術審査　栃木県経営管理部税務課長が、入札参加希望者の作成したサービス仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断したサービス仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ　技術審査基準　入札参加希望者の作成したサービス仕様書が、税務課で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

ウ　審査結果は、電子入札システムにより、令和７（2025）年７月10日までに入札参加希望者に伝えるものとする。

⑸　質疑及びその回答について

ア　仕様書等に対する質問がある場合には、質問書（様式４）により、令和７（2025）年６月23日午後４

時までに電子入札システムにより提出すること。

イ　質問の内容及びその回答は、令和７（2025）年６月27日までに電子入札システム上で公開する。

(6)　入札の無効

ア　２の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ　入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ　栃木県財務規則（平成７年栃木県規則第12号）第156条第３号から第７号までに掲げる入札に係る入札書

エ　栃木県物品等電子調達実施要領（令和３（2021）年４月１日施行）第19条に掲げる入札に係る入札書

オ　紙入札者の入札書で提出期限までに指定した場所に到達しない入札書

(7)　落札者の決定方法

ア　栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ　落札となるべき同価の入札を行った者が２人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

ウ　落札者が契約担当者等の定める期日までに契約書の取り交わしを行わないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

(8)　契約書作成の要否　要

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(9)　その他

ア　最低制限価格の有無　無

イ　詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めるところによる。

5　Summary

(1)　Nature of service:
Real Estate Acquisition Tax House Valuation System Services
(Including implementation and operational maintenance)

(2)　Deadline for tendering:
4:00PM, July 14(Mon), 2025

(3)　Information is available at:
System Development Team,
Tax Practice Compute Section,
Tax Administration Division,
Department of Administration and Management
Tochigi Prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL. 028-623-2793

（税務課）